

1. 小中学校の性的マイノリティ児童・生徒への支援について
 - (1) 人権教育の中での取り組みについて
 - (2) 教職員研修の実施状況について
 - (3) 教科書を使った授業の中での教員の対応について
 - (4) 男女別に分けられた学校生活での配慮について
 - ① 制服・髪型について
 - ② トイレ・更衣室の利用について
 - ③ 男女別に分かれる授業や部活について
 - ④ 水泳の際の水着の着用について
 - ⑤ 修学旅行などの合同宿泊時の対応について
 - (5) いじめや自殺を防止するための対策について

【答弁】

1. の(1)～(5)につきまして、順次お答えいたします。

まず、(1)についてですが、本市教育委員会では、毎年度当初に行う教育方針説明会において、子どもたちがお互いの違いを大切にする態度や、人格の育成をめざした人権教育をすすめる中で、性的マイノリティに関わる人権問題を、さまざまな人権課題の一つとして位置づけて取り組むよう各小中学校に示しております。また、平成28年度に文部科学省が作成しました「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について（職員向け）」に基づき、性的マイノリティ児童・生徒への対応に努めております。さらに、各校では、府教育庁が配布しました「人権教育教材集・資料」にある「ありのままの自分で生きる」という読み物教材を活用した授業や、LGBT当事者を招聘して講話を聞く授業など、児童生徒の発達段階に応じて、正しい理解が進むよう取り組みを行っております。

次に、(2)についてですが、以前より、性的マイノリティ児童・生徒が在籍する、あるいは在籍予定である学校につきましては、当該児童・生徒への支援に関する校内教職員研修を実施しております。また、平成28年度の市教委主催の夏季教職員研修におきまして、LGBT当事者を招聘して講話を聞き、グループ討議を行う研修を実施しました。またこの間、本市におきましては、府教育センターが発行しております「人権教育リーフレット」や、府教育庁が配布しております「人権教育実践事例集」を活用した校内研修が進んでおり、すべての小中学校において、全教職員が、性的マイノリティ児童・生徒の支援に関する校内教職員研修を受けております。さらには、平成29年度に具体的な実践事例をもとに研究を深める中で、本市の中学校教諭が、府内の研究発表大会において、自らの実践について発表を行うなどの取り組みも行っております。

次に、(3)についてですが、現行の学習指導要領には性的マイノリティに対する内容が示されていないため、教科書の本文には記述がございませんが、本市で採用しております保健体育の教科書には、「同性愛」や「性同一性障害」について

考えるきっかけとなる資料が掲載されており、授業の中で活用しております。各学校では、常に教職員が人権感覚を研ぎ澄まし、当該児童・生徒の有無にかかわらず、「いるかも知れない」という視点を大切にし、常に当事者の気持ちに配慮した教育活動の展開に努めております。

続いて（４）の①～⑤につきまして順にお答えいたします。

①につきましては、校則で画一的に規制するのではなく、本人の心情や周囲の理解、発達段階などさまざまなことを考慮し、本人及び保護者と十分に話し合いをした上で決定しております。また、詰め襟・セーラー服型の制服から、ブレザー型に変更することで、ズボンかスカートかを選択できるようにしている学校も既にあり、現在検討中の学校もございます。

②につきましては、教職員用トイレを活用したり、別の更衣室を設定するなどの対応を行っております。また、これまで障がい者用としていた個室トイレを「みんなのトイレ」として位置づけ、だれでも利用できるようにし、性的マイノリティ児童・生徒に対応している学校もございます。

③につきましては、可能な範囲で男女共習化をすすめたり、柔道の組み手において、当該児童・生徒が希望する性別の教職員が対応したりしております。部活動につきましては、それぞれの活動内容によって対応が多様ではございますが、運動部での公式戦につきましては、中学校体育連盟の規定に基づいたメンバー構成が必要となりますが、普段の活動におきましては、生徒の体力や安全に十分配慮した上で、混合での活動を行っている例もございます。

④につきましては、上半身の露出に抵抗がある場合、紫外線予防対策として広まり、一見して男女の違いがわかりにくいラッシュガードの着用を認めるなどの配慮をしております。

⑤につきましては、本人や保護者から希望があれば、入浴時間を他の児童・生徒とずらしたり、教員用のシャワールームを使用させたり、また、教員の部屋で就寝させたりするなどの対応をとっております。

最後に、（５）についてですが、各学校では、先程も申し上げましたとおり、常に教職員が人権感覚を研ぎ澄まし、当該児童・生徒が「いるかも知れない」という視点を大切にされた教育活動の展開に努めております。

自分の性に違和感のある児童・生徒が、安心して相談できる体制を整えたり、生きづらさを感じることなく、自分の個性に自信を持つことができる集団づくりを進めることも重要であると認識しており、学期に最低１回ははじめに関するアンケート調査を実施するとともに、児童生徒の悩みや相談を受けるカウンセリング週間の設定や「心と体の相談室」を設置して対応しております。また、本市教育委員会が、本市人権教育・啓発推進センターに委託して「チャイルドライン」という相談ダイヤルを開設し、電話番号が記載されたカードを配布して児童・生徒への周知に努めております。さらには、「にじいろホットライン」という相談ダイヤルを開設し、広報にて周知しております。

本市教育委員会といたしましては、今後も、国や府、市人権教育研究会などと連携し、教職員が、正しい知識を持って指導し、一人ひとりの個性を認め合う温もりのある教育に取り組むよう、各校を指導・支援してまいります。